

各保護者 様

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 町田 大和
(公印省略)

施設等利用給付認定の現況届出の手続きについて（依頼）

現在、施設等利用給付認定の申請に基づき、保育の必要性が認定されています。つきましては、子ども・子育て支援法第三十条に基づき保育の必要性の事由が継続しているか確認するため、下記のとおり、必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 依頼事項

- ①LoGo フォームにて現況を回答する
- ②保育の必要性を確認できる書類を提出
- ③【該当する方のみ】世帯の状況により必要な資料を提出
※提出資料②については、区ホームページからダウンロードしてください。

2 回答・提出期限

令和8年7月31日（金）

※提出が遅れる場合、お問合せ先まで必ずご連絡ください。保育の必要性が確認できない場合は、認定が取消となる場合がありますので、ご注意ください。

3 回答方法

LoGo フォームにて回答

※右の二次元コードから LoGo フォームにアクセスし、必要事項を回答してください。



【LoGo フォーム】

4 保育の必要性を確認できる書類の提出方法（①または②）

①LoGo フォームに添付

データで作成した資料であれば、そのまま添付していただけます。手書きもしくは印刷されたものをお持ちの場合は、スマートフォン等で撮影した写真データを添付してください。

②印刷されたものを持込むか郵送する

添付せずに LoGo フォームへ回答してしまった場合等には、資料を添付して再度回答していただくか、直接ご提出ください。（原則、データでの提出をお願いします。）

【郵送・窓口提出先】

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所 保育サービス課 民間保育第二係 南館3階23番窓口



板橋区ホームページ

「幼児教育・保育無償化(認可外保育施設)」

※就労証明書および保育の必要性の認定対象の方の提出書類につきましては、板橋区ホームページをご確認のうえ、ダウンロードしてご提出ください。

5 提出にあたっての留意事項

今回のご案内は、令和8年3月31日時点で認定されている方にお送りしています。令和8年4月以降に保育の必要性を確認できる書類を提出された方は、提出書類②は添付不要となります。

また、令和8年度以降に認可外保育施設を利用しない方や、保育の必要性がない方は提出書類一式の提出不要です。後日、認定取消通知書を送付いたします。

なお、施設等利用費のご請求をされている方につきましては、現況届の提出がない場合、交付保留または不交付となりますのでご注意ください。

6 0～2歳児クラスの方（3号認定を受けている方）へ

3号認定の対象は住民税非課税世帯であるため、令和8年度の住民税が課税世帯になる方については、9月分からの利用料が無償化の対象外となります。そのため、現在無償化の対象の方でも9月から対象外になる場合がございます。対象外となる方については、令和8年7月下旬頃にお知らせいたします。

7 よくある問い合わせ

Q1 ホームページの就労証明書以外での様式で代用できますか？

A 代用できます。例えば、幼稚園用・あいキッズ用等、3カ月以内に作成した板橋区様式のもので、就労日数・就労時間・就労実績・復職日の記載があれば代用できます。

Q2 書類は何を提出すればいいですか？

A ご両親ともに就労している世帯であれば、ご両親分の「就労証明書」を提出してください。保護者のいずれかが求職中の場合は、「求職活動申告書」を提出してください。

Q3 ダブルワークをしています、就労証明書は2枚必要ですか？

A お手数ですが、2枚ご提出ください。

Q4 去年、障害者手帳やひとり親の証明等を提出したが、再度提出が必要ですか？

A 変更がないかどうかを確認するため再度提出が必要です。

Q5 転職したが、板橋区役所への所定の手続きをまだしていません。必要書類を教えてください。

A （5月以前に転職された方）1カ月分以上の就労実績の記載があることを確認のうえ、新職の就労証明書のみご提出ください。

（6月以降に転職された方）旧職の就労証明書と新職の就労証明書の両方のご提出が必要です。

Q6 自営業を今年から始めたため、確定申告書類や開業届等がありません。何を提出すればいいですか？

A 業務の契約書（委託書）や収入のわかるものなど、業務を客観的に証明できるものを提出ください。

Q7 在園施設に提出した証明書等とは異なりますか？

A 園に提出したものと別に、板橋区様式の書類を区役所にご提出いただく必要があります。

Q8 自営業をしています。確定申告書の写しは、全て必要ですか？

A 所得金額等の記載があるページのみご提出いただければ結構です。

8 その他

きょうだいが在園している認可保育園や幼稚園の現況届に就労証明書等を添付した場合、改めて取得していただく必要はございませんので、LoGo フォームでの現況届にその旨をご記載ください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【お問合せ先】 〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号

板橋区役所 保育サービス課 民間保育第二係 03-3579-2494